

# 山形市有屋内体育施設の一部利用制限等の解除について

(令和3年9月16日以降)

「感染拡大防止特別集中期間」が9月15日をもって解除されることに伴い、市有施設（屋内運動施設等）の一部利用制限を解除し、下記の通りの取扱いといたします。引き続き、手洗いや消毒、マスクの着用など、基本的な感染防止対策の徹底にご協力をお願いいたします。

## 記

### 1 一部利用制限等の変更内容

施設の名称		期間	制限変更内容
山形市総合スポーツセンター	第一体育館，第二体育館，武道場，弓道場，軽運動場	9 / 16 (木) から	・新規受付（団体）を再開 ・個人利用を再開
	屋内プール		・新規受付（団体）を再開 ・個人利用を再開
	トレーニングルーム		・個人利用を再開
	きらやかスタジアム屋内練習場		・新規受付（団体）を再開
市内体育館等	福祉・南部・江南・沼の辺体育館 山形市弓道場		・新規受付（団体）を再開 ・個人利用を再開

※ 従来からの対策を継続するもの

- ・ 利用者を県内在住者に制限（大会等を除く）
- ・ 更衣室等の利用不可，施設利用時の名簿記入，飲食等の禁止
- ・ 各競技団体等が策定する感染防止対策に関する指針等の遵守

### 2 その他

- ・ 今後の状況によっては、内容が変更になる場合があります。

指定管理者 （公財）山形市スポーツ協会